

居宅介護支援重要事項説明書

これは居宅介護支援の開始にあたって契約締結を行う際、厚生労働省令第38条4項に基づいて、当事業者があらかじめ説明しなければならない事項を記したものです。
何かご不明な点があれば、ご遠慮なくご質問下さい。

1. 事業者の概要

法人名	有限会社ライフステーション		
代表者氏名	吉村 恵子		
法人所在地	奈良県香芝市旭ヶ丘1丁目31-1		
電話番号	0745-71-4346	FAX:	0745-71-4353

2. 居宅介護支援事業所の概要

事業所の所在地・営業日及び時間などについて

事業名称	ライフステーション居宅介護支援事業所
介護保険指定事業所番号	奈良県指定（指定事業所番号 2971000183）
事業所所在地	奈良県香芝市旭ヶ丘1丁目31-1
サービス提供地域	奈良県香芝市及びその周辺地域
営業日及び時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
休業日	祝日・年末年始（12/29～1/3）・夏期休暇（8/13～8/15）
緊急時連絡先	携帯電話 090-3281-1431（吉村）24時間可

3. 職員の体制

管理者	吉村 恵子		
介護支援専門員	名	担当者名	

4. 事業の目的

事業の目的	要介護者等からの相談に応じ、公正中立な立場で利用者の心身状況や環境等を勘案し、利用者は勿論のこと家族からのご要望をお聞きし、居宅サービス又は施設サービス等を適切にご利用して頂くよう、サービスの種類・内容等の計画を作成するとともに、各サービスの提供が確保されるように支援いたします。
-------	--

5. 運営方針

運 営 方 針	① 要介護状態になられた場合においても、利用者の有する能力に応じ在宅に於いて自立した日常生活を送っていただけるよう支援いたします。 ② 保健医療サービスや福祉サービス等が利用者の選択に基づき、総合的に提供されるよう配慮し、関係機関との連携に努めます。 ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援をさせていただきます。 ④ 常に公正中立なケアマネジメントを行います。 ● 利用者及びその家族は、ケアプラン作成における居宅サービス事業所について、複数の事業所についての紹介を求め、自由に選ぶことが出来る。 ● 利用者及びその家族は、サービス事業所の選定理由についての説明を求める事が出来る。 ● 当事業所のケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りである。(別紙参照) ⑤ 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。 ● 虐待防止に関する責任者： 吉村 貞廣 ● 成年後見制度の利用支援 ● 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施 ● 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び周知
---------	--

6. サービスの利用は、すべて無料となります。

(内容)

- 居宅介護支援利用料
- 交通費
- 要介護認定申請代行費
- 記録の謄写費
- 解約料

7. サービス内容に関する相談・苦情窓口

当事業所の提供している居宅介護支援サービスに関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各居宅サービスに関するご相談・苦情を承ります。

当事業所の窓口	TEL：0745－71－4346 FAX：0745－71－4353 担当者名：吉村 恵子	月～土曜日（休業日を除く） 午前8時30分～ 午後5時30分まで
市町村の窓口	香芝市介護福祉課 TEL：0745－79－7521	平日 午前8時30分～ 午後5時15分まで
公的団体の窓口	奈良県国民健康保険団体連合会 TEL：0744－29－8319	